

# 妊婦さんへ医療費助成のお知らせ



妊娠8か月（28週）以上で…

妊娠中に治療をした…  
(例：切迫早産等)

帝王切開で出産した…



☆医療機関に支払った  
一部負担金が申請により  
払い戻されます。

## 1 対象となる保険診療とは

全ての保険診療分が当てはまるわけではありません。次のような場合に限ります。

- ❖ 妊娠8か月となる月から出産した月までの診療分
- ❖ 妊娠高血圧症候群・妊娠時出血・胎児及び附属物の異常又は異常分娩（帝王切開を含む）による診療分

## 2 申請に必要なもの（世帯主が窓口に来た場合）

- ❖ 国民健康保険被保険者証
- ❖ 領収書（原本）
- ❖ 世帯主名義の通帳
- ❖ 母子手帳(妊娠週数及び傷病名を確認します。)
- ❖ 世帯主のマイナンバーカード、本人確認書類

マイナンバー制度開始により、「申請人と対象者の個人番号」と「申請人の本人確認」が必要です。

## 3 申請に必要なもの（世帯主以外の方が窓口に来た場合）

上記の第2項のものに加えて、❖ 委任状 ❖ 委任を受けた方の本人確認書類



## 4 請求できる期間

- ❖ 一部負担金を医療機関に支払った日の翌日から2年間

## 5 申請窓口

- ❖ 郡山市役所 国民健康保険課（西庁舎1階）
- ❖ 各行政センター・各連絡所

※郡山市民サービスセンター（ビッグアイ6階）、緑ヶ丘市民サービスセンターでは申請できません。



## 6 申請方法

「国民健康保険10割給付の償還払いに係る一部負担金支給申請書（第2号様式）」に必要事項を記入し、領収書（原本）を添付して提出します。

医療費が高額になる  
ときは・・・



**【限度額の適用認定】を受けましょう！**  
「**限度額適用認定証**」を提示することにより医療機関等の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

[申請に必要なもの] ❖ 国民健康保険被保険者証  
❖ マイナンバーカード

## 7 申請にあたっての注意点

- ❖ 傷病名及び妊娠週数等の診療明細欄は医療機関に記載してもらうか、医療機関に確認してご自身で記載するかにより、必ず記入してください。
- ❖ 支給されるのは、早くても診療月から3か月後の末です。



お問合せ先  
郡山市国民健康保険課 給付係  
電話 024-924-2141  
(平日8:30~17:15)